

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。なお、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項」の規定に違反したときは、係員が注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、静粛を旨とし、次の事項を厳守してください。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 会場における写真撮影、録画及び録音は、委員長の許可を得たときに行うことができる。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 議事進行中における傍聴者の退場

議事の途中において、秘密会を開くことを委員会が決定したときは、会場から退場していただく場合があります。